

# 案

## 横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱

制 定 令和6年 月 日 医動第 号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、個人の飼育している動物の頭数が増え、適正な飼育管理の実施ができないことに起因して悪化した飼育場所の衛生環境又は飼育場所周辺的生活環境を、飼い主自身の責任において改善することが困難な状況にある案件に対し改善を図るため、多頭飼育問題対策事業を試行するに当たり、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号とする。

#### （1）動物

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する動物のうち、飼い主自身が飼育しているものをいう。

#### （2）多頭飼育問題

動物が、飼い主の責任において適正に飼育管理できない頭数まで増え、飼育場所の衛生環境又は飼育場所周辺的生活環境が悪化している状況をいう。

#### （3）多頭飼育問題対策事業

多頭飼育問題に陥ってしまった飼い主（以下「飼い主」という。）に対し、動物の飼育場所の衛生環境又は飼育場所周辺的生活環境改善を図るために実施する事業をいう。多頭飼育問題対策事業は、以下「対策事業」という。

#### （4）動物愛護管理局

区福祉保健センター生活衛生課（以下「区生活衛生課」という。）及び横浜市動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）をいう。

#### （5）手数料

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜市条例第17号。以下「条例」という。）第19条第1項第5号に規定する犬又は猫の引取り手数料及び同施行規則（昭和52年1月25日横浜市規則第5号。以下「条例施行規則」という。）第14条第2号に規定する犬又はねこの引取り手数料をいう。

#### （6）横浜市多頭飼育問題対策支援員

動物の飼育場所又は飼育場所周辺的生活環境改善のために、飼い主及びその家族に対して家庭訪問等を行うことを目的とし、本市が委嘱した者をいう。横浜市多頭飼育問題対策支援員は、以下「支援員」という。

#### （7）登録団体

犬、猫等の譲渡実施要綱（平成23年5月健動第147号）第5条に規定する登録を受けた譲渡団体をいう。

### （基本方針）

第3条 飼い主自身の責任において多頭飼育問題の改善が困難な状況にある場合に限り、動物愛護センターが区生活衛生課の依頼に基づき対象案件として登録し、動物愛護管理部局は対策事業を試行する。

(対象案件)

第4条 この要綱における対象案件は、飼い主が市内に居住する個人であり、動物愛護センターが横浜市多頭飼育問題対策事業試行対象案件登録台帳（第1号様式）（以下「登録台帳」という。）に登録した案件とする。

2 対象案件の判定基準は、別表1のとおりとする。

(対象案件の登録)

第5条 区生活衛生課長は、認知している案件の中で、対象案件に相当すると判断した場合は、横浜市多頭飼育問題対策事業試行対象案件登録依頼書（第2号様式）を用いて動物愛護センター長に登録台帳への登録を依頼する。

2 動物愛護センター長は、前項により依頼された案件を対象案件として登録台帳に登録した場合は、区生活衛生課長に横浜市多頭飼育問題対策事業試行対象案件登録通知書（第3号様式）にて通知する。

3 対象案件の登録期間は、登録した日が属する本市における会計年度内とする。

4 区生活衛生課長は、登録期間内に対象案件における飼い主の住所及び氏名等に変更があった場合は、横浜市多頭飼育問題対策事業試行対象案件登録事項変更届（第4号様式）を動物愛護センター長に提出する。

5 区生活衛生課長は、対象案件が登録期間内に前条の要件を満たさなくなった場合は、横浜市多頭飼育問題対策事業試行対象案件登録抹消届（第5号様式）を動物愛護センター長に提出する。

(対策事業の試行)

第6条 対策事業は、動物愛護管理部局が実施する。また、対策事業を試行するにあたり、動物愛護センターは必要に応じて登録団体に協力要請することができる。

2 対策事業で試行する支援は、次の各号とする。

(1) 動物愛護センターは、区生活衛生課の求めに応じて、本市職員の訪問等による接触が難しい対象案件の飼い主に対して支援員を派遣し、家庭訪問及び相談等を行うことにより飼い主及びその家族を支援し、多頭飼育問題の改善に結び付ける。

(2) 動物愛護管理部局は、対象案件の飼い主が手放した動物の収容・飼育管理・譲渡に関する支援を行い、飼い主が自主的に飼育頭数を減少させることによる多頭飼育問題の改善に結び付ける。

(3) 市長は、経済的事情により手数料の納付が困難な飼い主に対して手数料の減免を行い、飼い主が自主的に飼育頭数を減少させることにより、多頭飼育問題の改善に結び付ける。手数料の減免については、条例第19条第4項に規定するもののほか、必要な事項を別に規定する。なお、犬又は猫の本市への引取りに関する手続きは、法第35条第1項及び条例施行規則第11条第1項に規定する手続きにより実施する。

3 飼い主は、前項の規定による支援を受けようとする場合は、必要に応じて同意書を提出する。

同意書の様式は、次の各号とする。

- (1) 団体等協力同意書（第6号様式）
- (2) 犬又は猫の引取りにあたっての横浜市職員等の立入等に関する同意書（第7号様式）
- (3) 譲渡等にあたっての横浜市職員等の立入等に関する同意書（第8号様式）

（協定）

第7条 市長は、前条第1項に規定する登録団体への協力要請を実施するため、本市の実施する横浜市多頭飼育問題対策事業の試行について理解し、協力ができる登録団体と横浜市多頭飼育問題対策事業の試行における協定（以下「協定」という。）を締結する。

2 市長が、協定に基づく協力を要請した場合は、協定を締結した登録団体に対し、協力内容に応じた負担金を支払う。協定及び負担金については、別に規定する。

（支援員）

第8条 区生活衛生課長は、支援員の派遣を受けようとする場合には、横浜市多頭飼育問題対策支援員派遣依頼書（第9号様式）（以下「派遣依頼書」という。）を動物愛護センター長に提出する。

2 動物愛護センター長は、前項による派遣依頼を受けた場合には、派遣依頼書に基づき支援員と調整の上、横浜市多頭飼育問題対策支援員派遣決定通知書（第10号様式）を区生活衛生課長に交付し、支援員を派遣する。

3 区生活衛生課長は、支援員の派遣を受けた場合には支援員の従事内容等について、横浜市多頭飼育問題対策支援員従事内容等記録簿兼報告書（第11号様式）に記録の上、動物愛護センター長へ報告する。

4 前号に規定する報告の期日は、次の各号とする。その日が閉庁日の場合は、前開庁日までとする。

- (1) 4月1日から同年6月30日までに実施したものについては、同年7月末日まで
- (2) 7月1日から同年9月30日までに実施したものについては、同年10月末日まで
- (3) 10月1日から同年12月31日までに実施したものについては、翌年1月末日まで
- (4) 1月1日から同年3月31日までに実施したものについては、同年4月20日まで

5 支援員の委嘱、従事内容等、この要綱に定めのない事項は別に規定する。

（その他）

第9条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。



横浜市多頭飼育問題対策事業試行対象案件登録依頼書

動物愛護センター長

生活衛生課長

次の案件については、横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱第4条第1項に規定する対象案件として登録したいので、次のとおり依頼します。

飼い主情報	氏名									
	住所									
	訪問実績	訪問回数	回	訪問への応答	あり・なし					
	指導実績	指導回数	回	指導票交付枚数	枚					
動物の情報	動物種	種類	頭（羽）数						合計	(内) 91日齢未満
			性別不明	オス	去勢オス	メス	不妊メス			
	犬									
	猫									
その他										
判定基準 (別表1の結果)	表1	表2				表3				
		①	②	③	④					
3つの影響 (当てはまる項目に○)	飼育場所生活状況悪化		動物状態悪化		周辺生活環境悪化					
飼い主からの 申し出状況										
近隣からの 申し立て状況										
※備考										

(注意) ① 頭（羽）数が概算の場合は、数字の前に「約」をつけてください。

② ※印欄には記入しないでください。

横浜市多頭飼育問題対策事業試行対象案件登録通知書

生活衛生課長

動物愛護センター長

年 月 日付 生第 号により動物愛護センターへ依頼された登録申請は、次のとおり登録しましたので、通知します。

登録番号	
飼い主氏名	
飼い主住所	
登録期間	自： 年 月 日 至： 年 3月 31日
※備考	

第4号様式（第5条第4項関係）

第 号  
年 月 日

横浜市多頭飼育問題対策事業試行対象案件登録事項変更届

動物愛護センター長

生活衛生課長

年 月 日付医動第 号により登録された案件について、飼い主の登録事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

登録番号		
案件登録時の飼い主氏名		
案件登録時の飼い主住所		
変更箇所	変更前：	変更後：
※ 備 考		

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

第5号様式（第5条第5項関係）

第 号  
年 月 日

横浜市多頭飼育問題対策事業試行対象案件登録抹消届

動物愛護センター長

生活衛生課長

年 月 日付医動第 号により登録された案件は、横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱第4条第2項に規定する対象案件の基準を外れたため、次のとおり届け出ます。

登録番号	
飼い主氏名	
飼い主住所	
理由	
※備考	

(注意) ※印欄は、記入しないでください。



第6号様式（第6条第3項第1号関係）

年 月 日

団体等協力同意書

横浜市長

住 所：

氏名（自筆）：

電 話 番 号：

記

区福祉保健センター又は横浜市動物愛護センター（以下「福祉保健センター等」という。）が、私が飼育する動物（犬： 頭、猫： 頭、その他 種類： 、 頭または羽）の多頭飼育問題対策事業の試行対応を行うにあたり、福祉保健センター等が保有する私の住所、氏名、電話番号、飼育している動物の状況、私の生活環境等の情報を、次の団体等に提供すること、そして、情報を提供された団体等が福祉保健センター等に協力することに同意します。

また、本件における福祉保健センター等及び情報の提供を受けた団体等の対応内容及び対応に伴い生じた動物への死亡を含めたいかなる動物への影響等について、一切の異議申し立てをしないことを誓約します。

情報を提供する団体等

- ・
- ・
- ・

以上

第7号様式（第6条第3項第2号関係）

犬又は猫の引取りにあたっての横浜市職員等の立入等に関する同意書

私が飼育する犬： 頭、猫： 頭の横浜市への引取り手続き（以下「行政引取り」という。）をするにあたり、本来、当該犬又は猫を 区福祉保健センター生活衛生課の指定する場所に持ち込むところですが、次の理由により困難であるため、自宅等での収容を依頼します。

持ち込みが困難である理由： \_\_\_\_\_ のため

なお、行政引取りをするにあたっては、次の内容に同意するとともに、 区福祉保健センター、横浜市動物愛護センター（以下「福祉保健センター等」という。）、及び団体等が次の内容を行うことについても、併せて同意します。

- 1 行政引取りにあたり、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜市条例第17号）第19条第1項第5号及び同施行規則（昭和52年1月25日横浜市規則第5号）第14条第2号に規定する犬又は猫の引取り手数料を支払うこと（ただし、当該手数料の減免を受けている場合を除く）
- 2 当該犬又は猫の行政引取りにあたり、自ら飼育する犬又は猫をキャリーケース等の搬送容器に入れた状態で、原則として玄関先での受け渡しとなること、また、玄関先での受け渡しができない等の時は、福祉保健センター等の職員及び団体等の職員（以下「関係者」という。）が住居内に立ち入ること、また、当該住居の状態に応じて、土足にシューズカバーを付けた状態で立ち入る可能性があること
- 3 関係者が立ち入り等の場合に、当該犬又は猫の収容に住居内の電気や水道、物資を使用した場合、関係者はその補填を行わないこと
- 4 関係者の立ち入り等により、第三者（管理人、管理会社、近隣住民等）に犬又は猫の飼育が発覚した際に生じた各種トラブルについて、関係者は一切関与及び補填をしないこと
- 5 関係者の立ち入り等に当たり、万が一、次の事象が発生した場合、損害賠償及び慰謝料等の請求をしないこと
  - (1) 当該犬又は猫が原因で、自宅の家屋、植物、家財、物品等を損傷させたことによる損害
  - (2) 当該犬又は猫の行動を抑える上で発生した、自宅の置物・家電等の物品損害
  - (3) 当該犬又は猫が原因で発生した第三者及び他のペット、動物への咬傷事故、感染症等の伝染・各種疾病等の媒介
  - (4) 私の貴重品など所有物の紛失・盗難などによる一切の損害（関係者に責めがある場合を除く）
  - (5) 天災地災や不可抗力その他当事者の責に帰し得ない事由による損害
  - (6) 収容作業に伴う当該犬又は猫の怪我、事故、脱走等、対象となる犬又は猫への一切の損害
- 6 関係者が、本行政引取り業務記録のための写真撮影を行うこと

横浜市長

年 月 日

住 所：  
氏名（自筆）：  
電 話 番 号：

第〇号様式（第6条第3項第3号関係）

譲渡等にあたっての横浜市職員等の立入等に関する同意書

私が飼育する犬： 頭、猫： 頭、その他（種類： ）： 頭を、

- （  
□不妊去勢手術等実施のため、捕獲・運搬等を依頼するに当たり、  
□譲渡を実施するに当たり、  
□その他（ ）を依頼するに当たり、  
）

次の内容に同意するとともに、 区福祉保健センター、横浜市動物愛護センター（以下「福祉保健センター等」という。）、及び団体等が次の内容を行うことについても、併せて同意します。

なお、私が飼育する動物を譲渡する場合においては、当該動物の所有権を放棄し、当該動物の譲渡後の取扱いについては異議を申し立てません。

- 1 当該動物の所有権放棄にあたり、自ら飼育する動物をキャリーケース等の搬送容器に入れた状態で、原則として玄関先での受け渡しとなること、また、玄関先での受け渡しができない等の時は、福祉保健センター等の職員及び団体等の職員（以下「関係者」という。）が住居内に立ち入ること、また、当該住居の状態に応じて、土足にシューズカバーを付けた状態で立ち入る可能性があること
- 2 関係者が立ち入り、当該動物の収容に住居内の電気や水道、物資を使用した場合、関係者はその補填を行わないこと
- 3 関係者の立ち入り等により、第三者（管理人、管理会社、近隣住民等）に動物の飼育が発覚した際に生じた各種トラブルについて、関係者は一切関与及び補填をしないこと
- 4 関係者の立ち入り等に当たり、万が一以下の事象が発生した場合、損害賠償及び慰謝料等の請求をしないこと
  - (1) 当該動物が原因で、自宅の家屋、植物、家財、物品等を損傷させたことによる損害
  - (2) 当該動物の行動を抑える上で発生した、自宅の置物・家電等の物品損害
  - (3) 当該動物が原因で発生した第三者及び他のペット、動物への咬傷事故、感染症等の伝染・各種疾病等の媒介
  - (4) 私の貴重品など所有物の紛失・盗難などによる一切の損害（関係者に責めがある場合を除く）
  - (5) 天災地災や不可抗力その他当事者の責に帰し得ない事由による損害
  - (6) 捕獲作業に伴う当該動物の怪我、事故、脱走等、対象となる動物への一切の損害
  - (7) 捕獲・運搬を実施した動物の不妊去勢手術等に要した費用、不妊去勢手術等の結果による損害
- 5 関係者が、本所有権放棄業務記録のための写真撮影等を行うこと
- 6 捕獲・運搬を実施したペットの不妊去勢手術等の実施結果について、関係者が、本所有権放棄業務記録のための写真撮影等を行うこと

横浜市長

年 月 日

住 所：  
氏名（自筆）：  
電 話 番 号：

第9号様式（第8条第1項関係）

第 号  
年 月 日

横浜市多頭飼育問題対策支援員派遣依頼書

動物愛護センター長

生活衛生課長

横浜市多頭飼育問題対策支援員の派遣を次のとおり受けたいので、次のとおり依頼します。

登録番号	
登録案件の飼い主氏名	
登録案件の飼い主住所	
派遣の目的	
支援員の派遣を受けて実施する活動の内容	
※ 備 考	

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

第10号様式（第8条第2項関係）

第 号  
年 月 日

横浜市多頭飼育問題対策支援員派遣決定通知書

生活衛生課長

動物愛護センター長

年 月 日付 生第 号によりに依頼のありました横浜市多頭飼育問題  
対策支援員派遣について、次のとおり決定しましたので通知します。

登録番号	
飼い主氏名	
飼い主住所	
派遣する支援員	番号：医動 号 氏名：
派遣期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
※ 備 考	

## 横浜市多頭飼育問題対策支援員従事内容等記録簿兼報告書

動物愛護センター長

生活衛生課長

横浜市多頭飼育問題対策支援員（氏名： ）の従事内容等を次のとおり報告します。

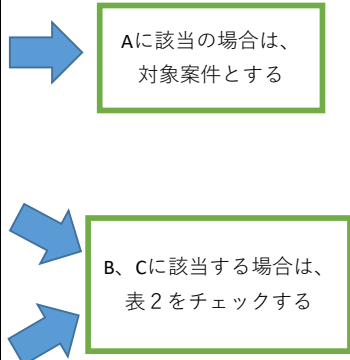
○ 案件 No. \_\_\_\_\_ / 対象者名 \_\_\_\_\_

日時	実施場所	実施内容（当てはまる項目にレ点）	具体的な実施内容（※）
年 月 日 時 分～ 時 分		<input type="checkbox"/> 打合せ <input type="checkbox"/> 案件訪問 <input type="checkbox"/> その他（ ）	飼い主在宅（接触・接触拒否）、飼い主不在
年 月 日 時 分～ 時 分		<input type="checkbox"/> 打合せ <input type="checkbox"/> 案件訪問 <input type="checkbox"/> その他（ ）	飼い主在宅（接触・接触拒否）、飼い主不在
年 月 日 時 分～ 時 分		<input type="checkbox"/> 打合せ <input type="checkbox"/> 案件訪問 <input type="checkbox"/> その他（ ）	飼い主在宅（接触・接触拒否）、飼い主不在
年 月 日 時 分～ 時 分		<input type="checkbox"/> 打合せ <input type="checkbox"/> 案件訪問 <input type="checkbox"/> その他（ ）	飼い主在宅（接触・接触拒否）、飼い主不在

・※欄は、当てはまる項目を○で囲み、具体的な実施内容を記入する。

表1 動物の状態 (当てはまる基準に○をつけてください。)

項目	観点	基準	基準の説明
動物の状態	動物の状態によって、状況の重大度について判定する。	A	次の①から③のいずれかまたは複数に当てはまる場合、『A』とする。 ①動物が複数頭おり、消瘦、体表の汚れなど、体調不良を疑う個体が多い。 ②動物が複数頭おり、子猫が生まれるも、共食い、育子放棄などで育つことができない。 ③動物が複数頭おり、死体が確認できる。
		B	次の①または②のいずれかに当てはまる場合、『B』とする。 ①動物が複数頭おり、健康状態に問題の無い個体が多いが、不妊去勢手術を全頭実施していない。 ②動物が複数頭おり、不妊去勢手術の実施状況を飼い主が把握できていない。
		C	動物が複数頭おり、健康状態に問題の無い個体が多く、不妊去勢手術を全頭実施している。



※『A』に該当する場合、この状態をもって動物の飼育場所又は周辺の生活環境が損なわれている状態であるとする。  
また、法第25条第4項、第44条等に抵触する可能性を認識した上で取り組む必要がある。

表2 動物の飼育場所の衛生環境又は飼育場所周辺の生活環境への影響 (当てはまる基準に○をつけてください。)

項目	観点	基準	基準の説明 (注：屋外とは、飼育場所建物外及び屋外飼育場所のことをいう。)
① 臭い	臭いの発生の程度によって、生活環境への影響度合いを判定する。	a	屋外で、動物に由来する臭いを感じる。
		b	屋外では感じないが、飼育場所建物内では動物に由来する耐え難い臭いを複数人が感じる。
		c	動物に由来する臭いは、感じない。
② 鳴き声	鳴き声による騒音の発生の程度によって、生活環境への影響度合いを判定する。	a	動物の鳴き声が、屋外で継続的に確認できる。
		b	動物の鳴き声が、屋外で断続的に確認できる。
		c	鳴き声は聞こえない。
③ 動物の体毛(羽)	動物の体毛(羽)の飛散程度によって、生活環境への影響度合いを判定する。	a	飼育場所建物内又は屋外に動物の体毛(羽)が著しく飛散している。
		b	屋外に、動物の体毛(羽)が散見している。
		c	動物の体毛(羽)は確認できない。
④ 糞尿の堆積	糞尿の堆積程度によって、生活環境への影響度合いを判定する。	a	糞尿が堆積している。
		b	糞尿が散見している。
		c	糞尿は適切に処理されている。

表3 判定 (当てはまる判定に、チェックをつけてください。)

判定結果	判定
A、Ba、Bb、Ca、Cb	<input type="checkbox"/> 表1で動物の状態がAに該当する。
	<input type="checkbox"/> 表1で動物の状態がBまたはCに該当し、表2のいずれかで、aまたはbに該当する項目がある。
Bc、Cc	<input type="checkbox"/> 表1で動物の状態がBまたはCに該当し、表2のいずれもcに該当する。

